

里地里山保全活用行動計画（仮称）（案）

参考図・資料

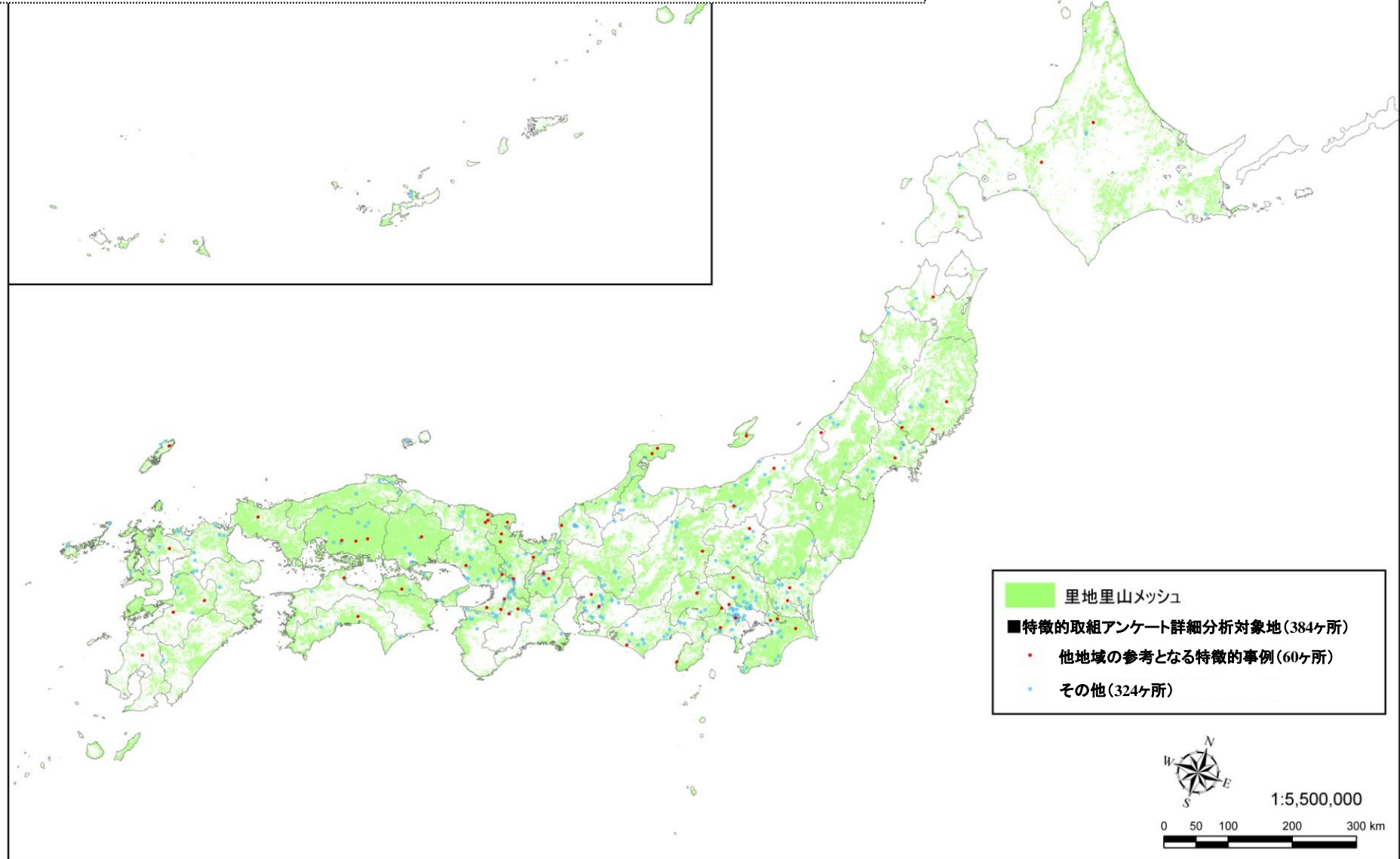
1. (2) ①	里地里山メッシュ分布図.....	1
1. (2) ②	絶滅危惧種集中分布域の配置図.....	2
2.	行動計画の目的と位置付け.....	3
5. (1)	各主体の役割.....	4
5. (1) 3)	日本経団連生物多様性宣言抜粋.....	5
5. (2)	連携・協働の促進.....	6
5. (3)	地域特性に応じた対応.....	6
6. (1) ①	協働を支える（社）京都モデルフォレスト協会の活動（京都府）.....	7
6. (1) ②	「みんなで自然を守る活動」の認証制度（三重県）.....	8
6. (1) ③	『コウノトリの舞』農産物生産団体認定制度（兵庫県豊岡市）.....	8
6. (2)	京都府森林吸収量認証制度（京都府）.....	9
6. (3)	民間企業による新技術の導入を中核とした循環型里地里山利用.....	9
6. (4)	モニタリングサイト1000（里地里山サイト）の概要.....	10
6. (5)	「守り伝えたい福井の里地里山30」に基づく施策展開（福井県）.....	12
6. (6) 1)	多様な関係者の協働のための活動協定、地域戦略、協議会等（秦野市、神奈川県）.....	13
6. (6) 2) ①	「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金」（愛知県）.....	13
6. (6) 2) ②	里山ボランティアマスター講座等の開催（岡山県）.....	14
6. (6) 3) ①	里地里山保全活用に関連する都道府県の条例や施策.....	15
6. (6) 3) ②	里山条例と里山基本計画（千葉県）.....	19
6. (6) 3) ③	「水と緑の森づくり税」による里山林の整備（富山県）.....	20

1. (2) ① ■里地里山メッシュ分布図

里地里山メッシュ（里地里山的環境を有するメッシュ） ※3次メッシュにより分析

農耕地（植生自然度2・3）・二次草原（植生自然度4・5）・二次林（植生自然度7と、8のうちシイ・カシ萌芽林）の合計面積が45%以上を占め、かつ、少なくとも2つの要素を有する。

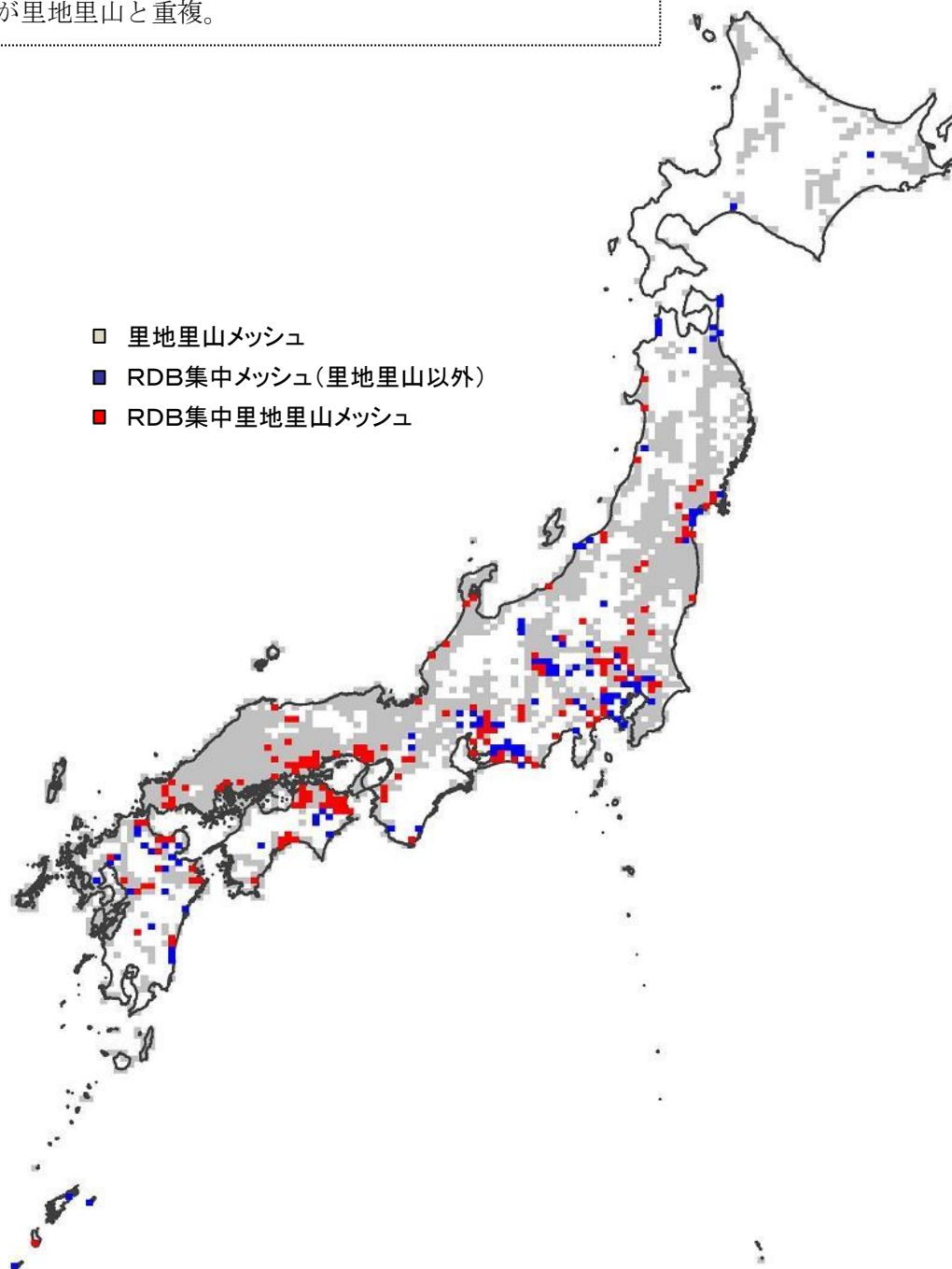
行動計画項目：1. 問題の背景（2）里地里山の現状



1. (2) ② ■絶滅危惧種集中分布域の配置図

行動計画項目：1. 問題の背景 (2) 里地里山の現状

環境省版レッドデータブックに掲載されている種のうち、植物種5種以上かつ動物種5種以上が生息している地域の5割以上が里地里山と重複。

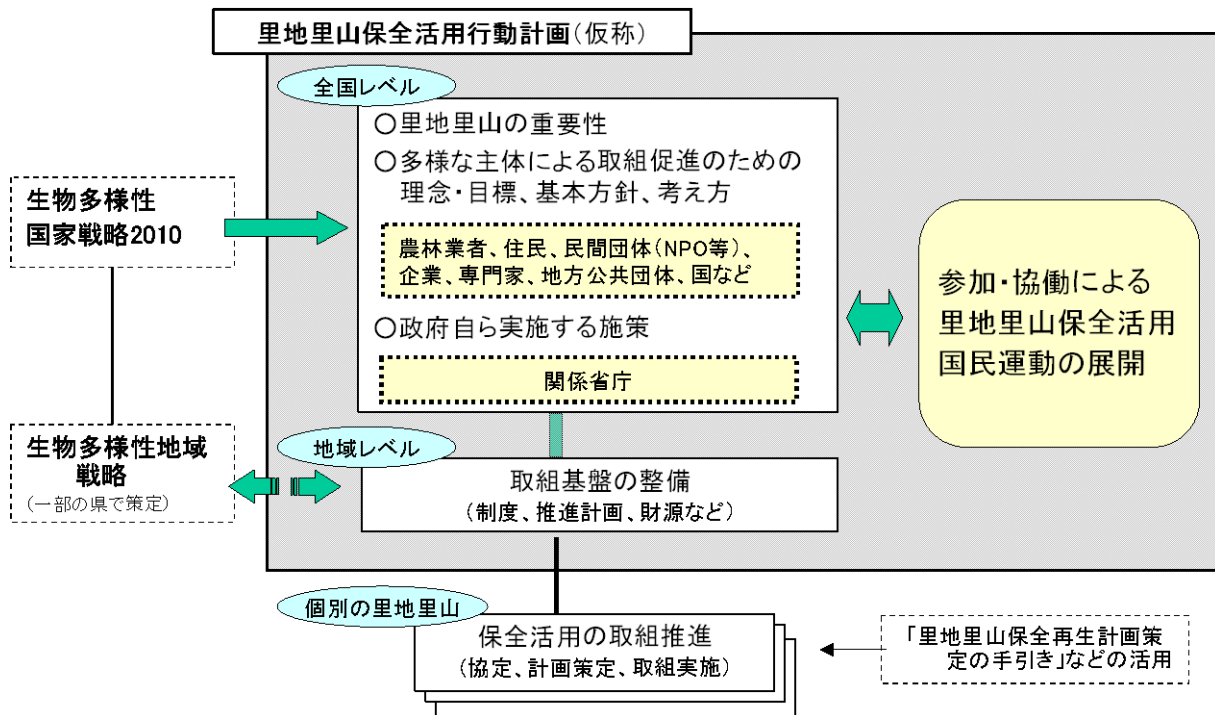


2. ■行動計画の目的と位置付け

行動計画項目：2. 里地里山保全活用行動計画の目的と位置付け

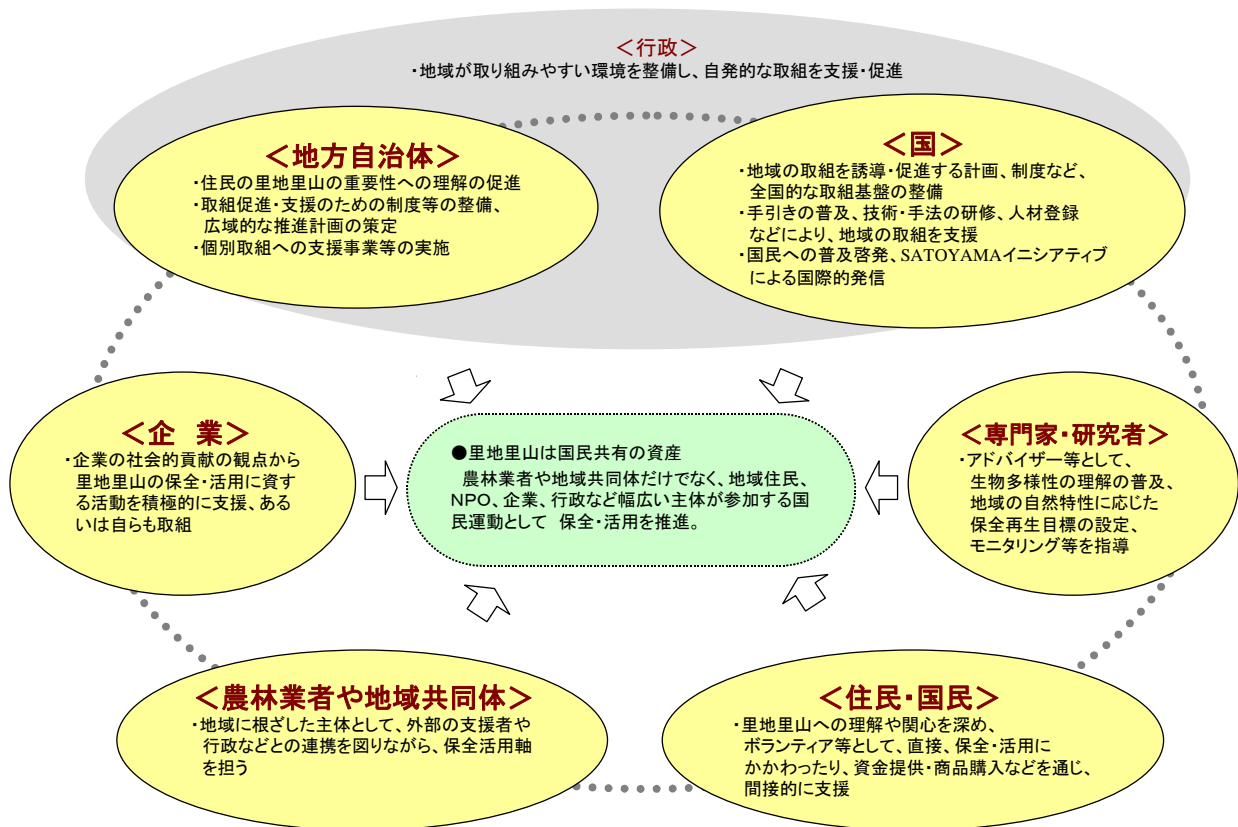
・里地里山に関わるさまざまな主体に対し、里地里山の意義、保全活用の理念・目標、取組の基本方針と考え方を提示、また、国自ら実施する保全活用施策を具体的に示すことにより、

- ・里地里山の意義についての国民の理解を促進し、
- ・多様な主体による保全活用の取組を全国各地で国民運動として促進する。



5. (1) ■各主体の役割

行動計画項目：5. 保全活用の基本方針（1）各主体の役割分担



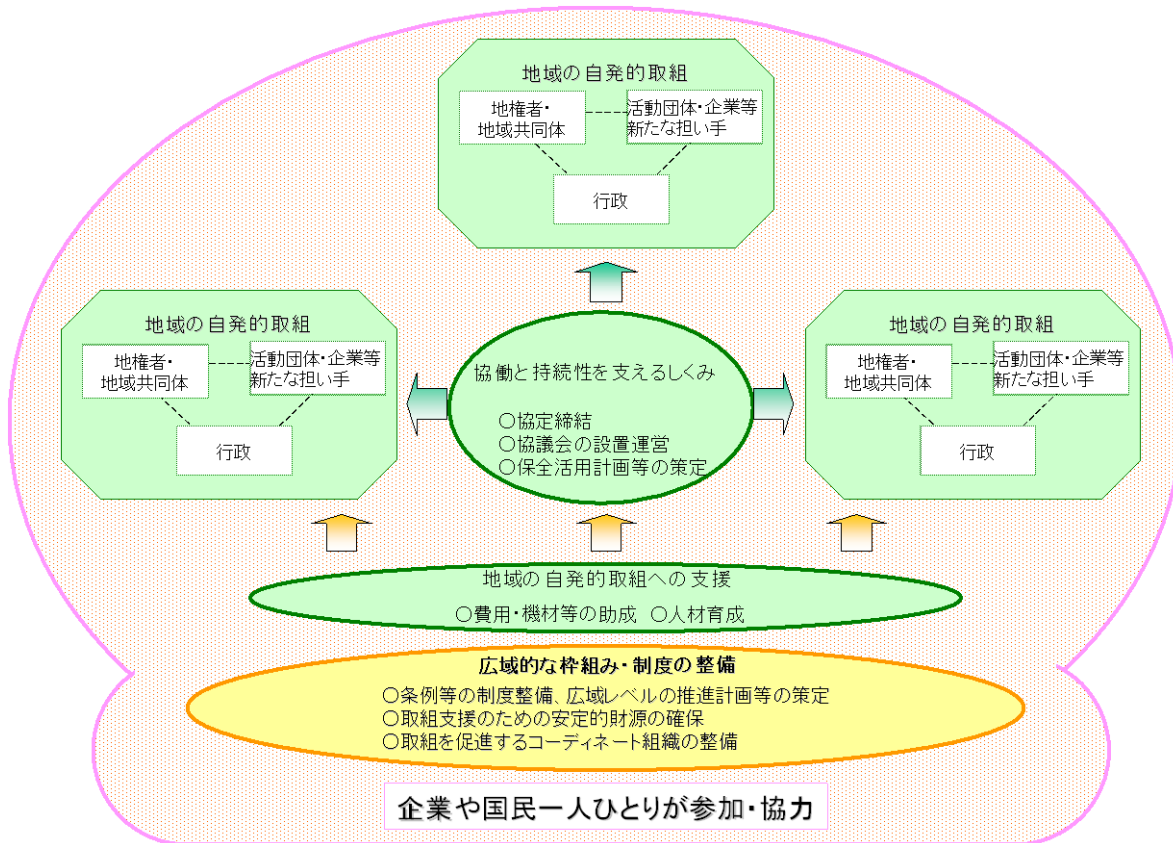
5. (1) 3) ■日本経団連生物多様性宣言抜粋

行動計画項目：5. 保全活用の基本方針（1）各主体の役割分担

内容	日本経団連生物多様性宣言抜粋
主体	日本経団連
<p><宣言></p> <p>1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す</p> <p>私たちは、生物多様性が生み出す自然の恵み（生態系サービス）に大きく依存している事実に感謝する心を養い、地球誕生以来営まれてきた大気、水、土、生物を含む自然循環機能と事業活動との調和を目指し、自然との共生を志す。</p> <p>3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む</p> <p>私たちは、自らの社会的責任の大きさを自覚し、事業活動に伴う生物多様性への影響低減や、<u>生物多様性の実質的な保全につながる社会貢献活動に、自発的かつ着実に取り組む。</u>取り組みにあたっては、個々の経営内容や経営理念に応じて、持てる経営資源を活用し、創意工夫を凝らして行動するよう心掛ける。</p> <p>6. 国内外の関係組織との連携、協力を努める</p> <p>私たちは、生物多様性への取り組みをより実効あるものにするため、<u>国内外のあらゆる関係者との間で生物多様性に関する認識の共有を図り、連携、協力を積極的に推進する。</u></p> <p>7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する</p> <p>私たちは、生物多様性に関する深い認識のもとに、社会とのコミュニケーションを図りつつ、率先して生物多様性に対する社会的責任を果たすことにより、持続可能な地球社会のために貢献する。</p>	
<p>行動指針</p> <p>3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む</p> <p>3-3 <u>自らの事業活動に関わらない生物多様性問題についても、社会貢献活動として取り組む。</u></p> <p>7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する</p> <p>7-1 <u>従業員に対する自然環境教育を、地域社会、NGO 等と連携して、積極的に実施する。</u></p> <p>7-2 <u>社会全体の生物多様性を育む意識の向上に努める。</u></p>	
備考	「日本経団連生物多様性宣言」2009年3月17日（社）日本経済団体連合会より抜粋

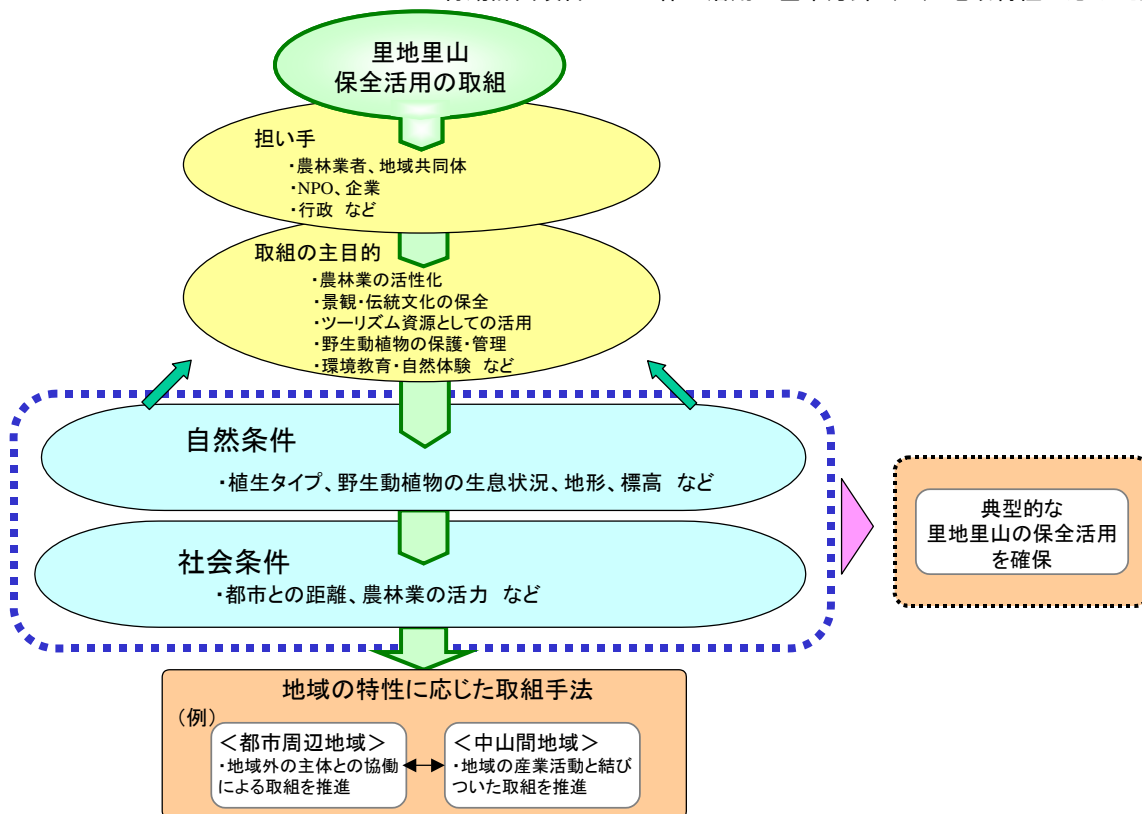
5. (2) ■連携・協働の促進

行動計画項目：5. 保全活用の基本方針（2）連携・協働の促進



5. (3) ■地域特性に応じた対応

行動計画項目：5. 保全活用の基本方針（3）地域特性に応じた対応



6. (1) ① ■協働による取組を支えるコーディネート組織の例

行動計画項目：6. 保全活用の進め方（1）国民的取組のための基盤づくり

内容	協働を支える（社）京都モデルフォレスト協会の活動
主体	京都府
<ul style="list-style-type: none"> 京都府では府民ぐるみの森づくりを進めるため、モデルフォレスト運動を提唱。これは、森林を核とする持続可能な地域づくりを目的として、地元住民に加えて、多面的機能の受益者である都市住民・ボランティア・NPO・企業等が参加して森林を守り育み、木材の循環利用を促進する実践運動である。 京都モデルフォレスト協会は、この運動の推進組織として、平成18年11月、活動への参加、活動への支援、地域材の利用推進を目的に設立された。フィールドとなる森林の斡旋、募金呼びかけと資金管理、取組のサポートなどを実施している。 協会設立を機に<u>企業参加の森づくり</u>が加速し、現在、府内27団体により24ヵ所（平成21年12月現在）で行われているが、協会は、<u>企業に対してはフィールドの紹介、資金提供の受け皿となり、所有者や市町村に対しては企業等の紹介、調整などのマッチング機能</u>などを担う中心的役割を担っている。<u>企業に対する活動認証（CO2吸収量の認証）</u>、<u>企業等からの資金による森づくり活動の支援</u>も重要な機能。 府民参加の森づくりの一環として、普及啓発イベントへの出展、広報誌の発行・HPでの情報発信、森林体験ツアーの開催などを行い、幅広い普及啓発により、森づくり活動への参加、寄付金や募金などの底辺拡大にも結び付けている。 <div data-bbox="365 1122 1235 1760" data-label="Diagram"> </div> <p style="text-align: right;">出典：（社）京都モデルフォレスト協会ホームページ</p>	
備考	*京都府資料、ヒアリング結果等による

6. (1) ② ■里地里山の保全活用に関わる活動の表彰・認証事例

行動計画項目：6. 保全活用の進め方（1）国民的取組のための基盤づくり

内容	「みんなで自然を守る活動」の認証制度
主体	三重県
	<ul style="list-style-type: none"> 三重県では、<u>自然観察会や生きもの調査など地域の活動団体による自然環境保全活動を「みんなで自然を守る活動」として認証している。</u>団体からの申請（活動の概要や団体規約などを添付）を受けて、知事が認証を行う。 認証の基準は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 活動内容が自然環境保全に資するものであること 活動が継続しており、かつ、今後も見込まれること （活動内容に動植物保護が含まれる場合）活動地の生態系に配慮したものであること 活動地の土地所有者等と活動について、調整が図られていること 活動地及び活動内容が里地里山保全活動計画の認定（※）を受けていないこと 認証された団体には、団体からのメッセージ等を掲載した<u>認証表示板の交付、県ホームページ等での活動内容等の紹介、活動に関する情報提供やアドバイス等の支援</u>が行われている（いずれも団体が希望する場合）。 これまで、クヌギ、コナラを主とする里山を近隣の小学校や子育て支援グループに提供し、子供達への環境教育に役立っている NPO 法人などが認証されている。
備考	<p>（※注）里地里山の管理作業などを行っている団体に対し、団体からの申請によりその活動計画を知事が認定し、機材や苗木の購入経費などを補助する制度。三重県自然環境保全条例に基づく。 *三重県ホームページによる</p>

6. (1) ③ ■農林産物の推奨制度の事例

行動計画項目：6. 保全活用の進め方（1）国民的取組のための基盤づくり

内容	『コウノトリの舞』農産物生産団体認定制度
主体	兵庫県豊岡市
	<ul style="list-style-type: none"> 豊岡市は、コウノトリの野生復帰をシンボルとして豊かな環境と暮らしの両立を目指すさまざまな環境施策を展開しており、安全・安心な農産物を供給するため「コウノトリの舞」農産物生産団体認定制度を設けている（平成 16 年 3 月）。 この制度は、<u>兵庫県が認定した「ひょうご安心ブランド農産物」を生産する団体のうち、更に環境に配慮した栽培方法により生産している団体を豊岡市が認定するもの。</u> 認定団体が生産した農産物は「コウノトリの舞」農産物として、<u>認定ステッカーを貼り付けて出荷・販売</u>することができる。 「JA たじま」ではこの制度を受けて、コウノトリの餌場となる水田づくりに向けて、<u>化学農薬、化学肥料の不使用もしくは低減</u>、また、<u>生き物を育む栽培技術</u>（冬期湛水、水田魚道の設置など）の普及に取り組んでおり、できた米を「コウノトリ育むお米」として販売している。
備考	*豊岡市資料、ホームページによる

6. (2) ■自治体によるCO2吸収源の評価・認証制度の事例

行動計画項目：6. 保全活用の進め方（2）経済的手法の導入

内容	京都府森林吸収量認証制度
主体	京都府
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府地球温暖化対策条例では、大規模事業者等に排出量削減計画書等の提出を求め公表することにより、自主的な削減の取組を促進している。 ・ 条例では、削減目標を達成するための補完的手段の一つとして、「森林の保全及び整備」が位置付けられており、独自の「京都府森林吸収量認証制度」が設けられている。 ・ この制度の認証機関として社団法人京都モデルフォレスト協会が指定されており、<u>企業等が京都モデルフォレスト運動等に参加して取り組んだ森林の保全整備活動を、CO2の吸収量に換算して認証している（平成21年4月開始）</u>。 ・ 事業者はこの制度による認証を受けることにより、実施した地球温暖化対策の一つとして<u>事業者排出量削減報告書に記載することができる</u>。
備考	*京都府資料、ヒアリング結果による

6. (3) ■伝統的な資源利用技術の再評価・新技術との統合の事例

行動計画項目：6. 保全活用の進め方（3）持続可能な利用のための伝統的技術の保存、新たな利用技術の開発

内容	民間企業による新技術の導入を中核とした循環型里地里山利用
地域	京都府京丹後市
主体	アマタ株式会社
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源リサイクル、農林水産業に関するコンサルティング事業などに取り組むアマタ株式会社は、京丹後市のバイオガス発電所の運営で循環型資源利用を行っている。 ・ 地域の<u>食品残渣をメタン発酵させ、発生したバイオガス（メタン）を燃焼させて発電</u>するため、発酵後に残ったものは肥料となる。地域の有機性廃棄物がリサイクルされるとともに、<u>発電の副産物を活用した有機農業</u>を行うことにより、荒廃した農地の再生に貢献している。 ・ センターの背後にある森の中では牛を自然放牧する「<u>森林酪農</u>」を導入。牛に下草を食べさせ、<u>森林管理をしやすくして</u>従来は荒廃していた二次林の自然環境が改善されるとともに、<u>乳製品という新しい収益源</u>を生み出した。 ・ 発電施設で発生した堆肥・液肥は、農薬を使わず生き物が豊かに共生する田んぼで使用し、「森林ノお米」という地域循環をブランドとする米を育てている。森に隣接する工房では、自然放牧による高品質の牛乳やソフトクリームなどを製造・販売するようになり、農山村地域の新たな雇用の場を作り出している。
備考	*アマタグループホームページによる

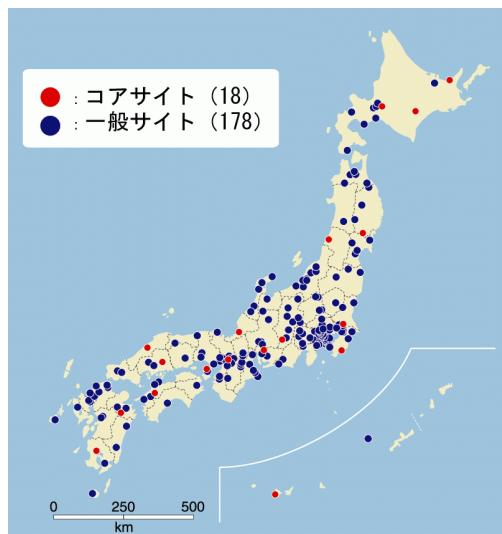
6. (4) ■モニタリングサイト 1000（里地里山サイト）の概要

行動計画項目：6. 保全活用の進め方（4）里地里山の現状把握とモニタリングの推進

（財団法人自然保護協会ホームページ及びモニ 1000 里地調査パンフレット（2010年1月発行）より作成）

<概要>

- 環境省が実施する「モニタリングサイト 1000」のうち、里地里山については、日本自然保護協会が全体コーディネーターとなり、「モニタリングサイト 1000 里地調査」が行われている。このプロジェクトは、生物相や指標生物、水環境といった総合的な環境調査を、全国の多数の場所で統一された方法で行い、里地里山という複雑な生態系の変化を全国レベルでとらえることを目指す。また、地域の市民が参加し、自らが主体となってモニタリング調査を実施することで、地域を主体とした里地里山の生物多様性の保全が実現することを目指している。



<調査地、調査実施者>

- 2種類のサイト（調査地）が全国で約 200 ヶ所設定されている。
- 全国の調査参加者は、約 1500 人（応募申請書より推定）
- 調査団体は、地域の NPO や自然保護団体のほか、地権者、大学（東京農業大学、金沢大学、日本大学）、企業（トヨタ自動車株式会社、小岩井農牧株式会社、ほか）、自治体（京都府長岡京市）、博物館（飯田市美術博物館、日本モンキーセンター）が関わるものなど様々である。

2010年1月現在

サイト種別	調査目的と配置の考え方	サイト数
○コアサイト	<ul style="list-style-type: none"> 多様な気候帯への均等配置 複数の調査項目を長期間(100年)実施 先行して調査を行い、調査手法の改良やデータ解析方法の確立、結果の活用方法の検討を行う 	18
○一般サイト	<ul style="list-style-type: none"> 1項目以上の調査を最低5年間実施 全国に多数設置することで、全国規模での里地里山の生態系の変化をとらえる 	約 180 ヶ所 (08年6月に登録)

<調査項目、調査体制>

- 調査項目は9項目とし、地域に合わせて調査項目を選択できる。それぞれの調査方法は、里山の自然の変化を捉えられるよう科学性を保ちながら、市民でも簡単かつ効率的に実施できるよう設計されている。
- 全国統一した手法で行うことから、調査マニュアルや調査用紙、電子データでの入力用フォームを整備し、ホームページで一般公開している。
- 手法の統一のため、各地の調査員向けに全国で調査講習会を開催、一部で一般の方を対象にした講習会を開催し、調査の普及活動も行っている。

○調査講習会の様子



説明会（大阪府）



調査講習会（福岡県）



調査講習会（島根県）

○調査項目

項目名	調査目的	調査方法	サイト数
植物相	草本植物を主な対象として、生態系の基盤をなす植物の相を把握するとともに、開発や管理放棄、外来種による影響を把握する。	調査ルートを設定し、月に1回、花や実など有性繁殖器官のみられる植物(主に草本)の種名を記録する。	118
鳥類	生態系で多様な役割を担う鳥類を把握するとともに、それを通じて異なる景観スケールでの環境変化を把握する。	繁殖期と越冬期に、調査ルート上の半径50m以内で確認された鳥類の種名・個体数を記録する。	103
水環境	生態系の基盤としての水環境の特性を把握するとともに、集水域での土地利用変化の影響を把握する。	調査地点ごとの水位・流量、水温、水色、pH、透視度を記録する(毎月～年4回)。	55
中・大型哺乳類	生態系ピラミッドに大きな影響を与える中・大型哺乳類を把握するとともに、サイト周辺を含めた広域的な環境変化を把握する。	春から秋にかけて、赤外線センサー付き自動撮影カメラを使用して、中・大型哺乳類の相と個体密度を記録する。	54
カヤネズミ	定期的な刈取り管理・攪乱をうける草地の分布(面積や連続性)を評価する。	初夏と秋に、「球巣」の確認により、カヤネズミの営巣区画の分布を記録する。	28
カエル	浅い水域と森林の連続性を評価する。	春先にアカガエル類(ヤマアカガエル・エゾアカガエル・ニホンアカガエル)の卵塊総数を記録する。	69
チョウ	森林や草地の植生の状態を評価する。	月に1～2回、調査ルート上の半径5m以内で確認されたチョウ類の種名・個体数を記録する。	52
ホタル	水辺の複合的な環境条件(岸辺・水質・集水域・景観などの環境条件)を評価する。	ゲンジボタル・ヘイケボタルの飛翔成虫の分布と、発生ピーク時の個体数を記録する。	61
人為的インパクト	サイト内の相観植生のタイプと空間構造を把握するとともに、景観レベルでの人為的インパクトの影響を評価する。	相観植生図を作成し、各植生の凡例面積を記録する。	44
合計カ所数			延べ 584

※9項目のほか調査手法の開発のためトンボ類調査も試行的に実施中。

※サイト数は「モニタリングサイト1000 里地調査速報N04（09年10月）」より。コアサイト、一般サイトを含む。09年には、全国の145サイトから調査報告があった。

<調査成果の保全への活用>

- ・調査は長いところで5年目であり、地域の現状を把握するだけでなく、いくつかのサイトでは調査結果を地域の保全活動に活かし、成果が得られている。

例1：外来種の対策

中・大型哺乳類調査において、特定外来生物に指定されるアライグマの生息を複数のサイトで初めて確認できた。（05年敦賀市・枚方市、07年土浦市、08年山梨県、09年愛媛県）。これらのほとんどのサイトで、調査団体が自主的に周辺の担当行政に情報提供と早期対策の要望を行い、枚方市では市による駆除管理が開始されたほか、土浦市のサイトでは研究者と協力した駆除活動とシンポジウム開催による周辺地域への啓発活動に繋がった。

例2：湿地再生活動の指標

ある場所では、ホタル類調査を開始したところ昔よりもホタルが非常に少なくなっていることが明らかとなり、それがきっかけとなり自主的な湿地環境の再生活動が始まった。その結果、モニタリング調査の結果からも明瞭に示されるほど個体数が回復した。

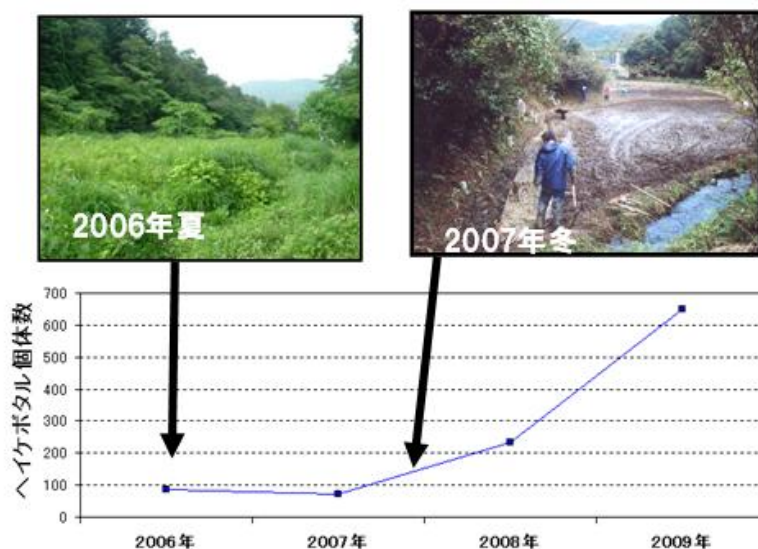


図 湿地再生活動とヘイケボタルの個体数変化

6. (5) ■地方自治体の里地里山保全活用関連施策における対象抽出の考え方の例

行動計画項目：6. 保全活用の進め方（5）里地里山の特性評価等の実施とこれに応じた保全活用の実施

内容	「守り伝えたい福井の里地里山 30」に基づく施策展開
主体	福井県
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井県は県内の里地里山の生物調査などを踏まえ、平成 16 年度に「守り伝えたい福井の里地里山 30」を選定しており、うち 10 地区を対象に、農家や集落、市町村、専門家などが協力して、希少種のモニタリング調査、生息地の管理、盗採防止パトロールなどを進める里地里山保全活用推進事業を推進している。（平成 20～24 年度の 5 ヶ年） ・ 事業では、関係者の参加・協働により、保全活用の目標や取組内容を示した保全活用計画を策定するとともに、地元自治会や活動団体、市町村、県の三者が協定を締結し、県と市町村が地元自治会等に対し活動経費の助成を行うこととしている。（3 ヶ年） ・ 県自然保護センターが取組全体の調整を担っており、現在、第一号として、越前市の坂口・白山地区でコウノトリの里の復活を目指した計画が策定され、協定に基づく事業が実施されている。 <p>【対象地域抽出の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「守り伝えたい福井の里地里山 30」は、多様な生物がすむ代表的な地域という観点から、県レッドデータブック掲載種が多く出現する地区などを選定。 ・ 事業対象 10 地区は、開発圧力など保全上の緊急性を基本に、さらに地元の取組意欲・可能性なども考慮して設定されている。 	
備考	* 福井県ホームページ、ヒアリングによる

6. (6) 1) ■協働と持続性確保のための枠組み整備の例

行動計画項目：6. 保全活用の進め方（6）地域レベルでの取組基盤の整備
1) 協働と持続性確保のための枠組み・体制の整備

内容	多様な関係者の協働のための活動協定、地域戦略、協議会等
主体	秦野市、神奈川県
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秦野市では、環境省「里地里山保全再生モデル事業」（平成16～19年度）の中で、<u>多様な関係者の取組目標や役割分担を定めた「地域戦略」</u>が策定（平成18年3月）されるとともに、<u>地域住民、活動団体、森林組合等が参加する「はだの里山保全再生活動団体等連絡協議会」</u>が組織され、相互に連携しながら活動を進めている。 ・ 市は、平成19年度から市民による里地里山管理を促進・支援するため、<u>土地所有者、ボランティア団体と市が三者協定を結ぶ「里山ふれあいの森づくり事業」</u>を実施しており、森林整備を行うボランティア団体に対し活動費等の支援を行っている。 ・ 平成21年には<u>市内の2地域が「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」（平成20年4月施行）に基づく県の「里地里山保全等地域」に選定され、活動団体と土地所有者等との間で締結された「里地里山活動協定」（維持管理や生き物調査などを協定）が県により認定された。</u>県は2つの活動団体が協定に基づいて行う保全等の活動に対して、補助金交付等の支援を行う。
備考	*環境省資料、神奈川県ホームページによる

6. (6) 2) ① ■地方自治体による活動支援施策（費用・機材等の助成）の例

行動計画項目：6. 保全活用の進め方（6）地域レベルでの取組基盤
2) 地域の自発的取組を促す支援体制の強化

内容	「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金」
主体	愛知県
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県では、平成21年度から、<u>市町村やNPO・ボランティア団体など多様な主体が行う自発的な森と緑の保全活動</u>や、森と緑を社会全体で支える機運を醸成する環境学習に対し、公募により経費を支援する「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金」を開始している。（平成21年度は78件の応募案件から45件が決定。） ・ 里地里山関係では、<u>活動立ち上げのための里山整備計画作成、里山保全の技術指導・指導者養成、植樹、野生動植物の保護及び生息生育空間の保全などが事業対象</u>となっており、1団体（市町村を含む）当たり100万円を限度に、<u>事業実施に必要な経費（人件費、飲食費等を除く）の10分の10以内が交付</u>される。 ・ なおこの事業は「あいち森と緑づくり税条例」（平成21年4月施行）に基づき「あいち森と緑づくり税」を活用して行うもの。
備考	*愛知県ホームページによる

6. (6) 2) ② ■地方自治体による活動支援施策（人材育成）の例

行動計画項目：6. 保全活用の進め方（6）地域レベルでの取組基盤の整備
2) 地域の自発的取組を促す支援体制の強化

内容	里山ボランティアマスター講座等の開催
主体	岡山県
	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県では、身近な自然である里山に関心を持つ県民が増え、美しい里山の姿を取り戻す活動を行うグループも増えてきていることから、「美しい森づくり運動」の一環として「里山ふれあいの森活動支援事業」を実施している（平成19年度～）。 具体的には、自主的に里山の再生活動を行うグループの取組を支援するため、<u>森林作業の基礎的な技術や知識についての研修</u>（里山ボランティアマスター講座）を実施するとともに、里山での活動プランを募集し、里山活動に必要な経費の一部を助成。<u>里山保全グループ間の情報交換や研修会の開催</u>も継続している。 里山ボランティアマスター講座は、その都度受講者を募集し、<u>里山の保全・利用や安全作業等に関する講習</u>を行うもの（平成21年度は年3回）。 ほかに森林ボランティア育成のため初心者を対象とした「森づくりボランティア指導者研修」や認定ガイドを対象とした「森林ガイドレベルアップ研修」も開催している。
備考	*岡山県ホームページによる

6. (6) 3) ① ■里地里山保全活用に関連する都道府県の条例や施策

行動計画項目：6. 保全活用の進め方（6）地域レベルでの取組基盤の整備 3）広域的な枠組みの整備

都道府県	条例	里地里山保全活用に関連する施策等	里山の呼び方など	財源(税)を定めた条例
北海道	北海道森林づくり条例(H14)	○北海道森林づくり基本計画 ・地域の特性に応じた森林づくり、道民との協働による森林づくり	北の里山	
青森県	青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 (H13)	・ふるさとの森と川と海保全地域（保全地域の指定、保全計画） ・ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策（ふるさと環境守人、民間団体等の自発的な活動の促進等）	ふるさとの森と川と海	
岩手県	岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 (H15)	・流域における県民、事業者、行政等の協働による取組み（流域基本計画、流域ごとの施策の推進体制の整備等） ・森林に関する施策（県民等の参加による整備・保全、森林資源の循環的な利用等）	ふるさとの森と川と海	○
宮城県		『みやぎの里山林協働再生支援事業』 ・企業等の相談対応及び候補林の紹介 ・企業等と所有者等の協定に関する仲介・サポート ・整備活動に必要な技術指導及び指導者・労働力の紹介・あっせん 等	里山林	
秋田県	秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（水と緑の条例）(H15)	○秋田県「水と緑」基本計画 ・「水と緑の流域ネットワーク」設立 ・水と緑のアドバイザー養成 ・森林ボランティア育成	ふるさとの森と川と海 里山	○
山形県	山形県自然環境保全条例（S48）	○里山環境保全計画 ・里山環境保全地域の指定（里山環境保全計画の策定、里山等における自然環境の維持・形成）	里山	○
福島県		・里地棚田保全整備事業(元気な地域づくり交付金) ・県民参画の森林づくり（森林環境交付金事業）	里地、森林	○
茨城県		『茨城県身近なみどり整備推進事業』 ・保全管理協定（保全型協定、保全活用型協定）	森林	○
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税条例(H19)	・とちぎの元気な森づくり県民税事業（元気な森づくり（明るく安全な里山林の整備）、森を育む人づくり）	里山林	◎
群馬県	群馬自然環境保全条例（S48）	・群馬県緑地環境保全地域の指定	（環境基本計画：里地・里山）	
埼玉県	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(H17)	○ふるさとの緑の景観地保全計画 ・市民管理協定制度 ・里の山守活動支援事業（「彩の国みどりの基金」活用）	里	○
千葉県	千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（H15）	○里山基本計画 ・里山活動協定の締結、認定 ・森林所有者等へ里山活動団体の情報の提供（「ちば里山センター」、里山情報バンク制度） 等	里山	
東京都	東京における自然の保護と回復に関する条例（H12改正）	・都民及び区市町村との連携等 ・保全地域の指定（「里山保全地域」「歴史環境保全地域」「緑地保全地域」など5地域） ・保全計画	里山	

都道府県	条例	里地里山保全活用に関連する施策等	里山の呼び方など	財源(税)を定めた条例
神奈川県	神奈川県里地里山の保全・再生及び活用の促進に関する条例（H20）	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山保全等地域の選定 ・里地里山活動協定の認定 ・里地里山保全等活動の支援 	里地里山	○
新潟県	ふるさと保全基金条例（H4）	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと水と土保全対策（「中山間ふるさと・水と土保全対策事業」、「市町村基金」、「農山村漁村活性化プロジェクト交付金（旧里地棚田保全整備）」の事業連携による地域住民活動の支援） 	里地里山地域	◎
富山県	富山県森づくり条例（H19）	<ul style="list-style-type: none"> ○富山県森づくりプラン ・里山再生整備事業 	里山、里山林	◎
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例（H16）	<ul style="list-style-type: none"> ○石川県環境総合計画 ・里山・里海を中心とした石川型「生物多様性戦略ビジョン」の策定検討 ・「先駆的里山保全地区」の選定 ・里山資源を活用したビジネスの創出 <p>『ふるさとの里山再生推進事業』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山保全再生協定を認定 	里山	
	いしかわ森林環境基金条例（H19）	<ul style="list-style-type: none"> ・いしかわ身近な森保全事業（放置された集落周辺の里山林の整備保全・活用） ・いしかわ里山回廊推進事業 ・里山保全活動支援事業 等 	里山、里山林	◎
福井県	福井県環境基本条例（H7）	<ul style="list-style-type: none"> ○福井県環境基本計画 ・里地里山保全活用推進プロジェクト（「重要里地里山」の保全再生活動の促進） 	里地里山	
山梨県			（県HP：里山）	
長野県	長野県ふるさとの森林づくり条例（H16）	<ul style="list-style-type: none"> ・里山整備利用地域制度（里山整備利用地域の認定、里山整備利用協議会、里山整備利用協定の締結等） 	里山	○
岐阜県	岐阜県森林づくり基本条例（H18）	<ul style="list-style-type: none"> ○森林づくり基本計画 ・里山の保全・利用の促進（NPOの設立の支援、県民の里山活動への参加促進、里山活動指導者の養成・登録等） 	里山	
静岡県	静岡県森林と県民の共生に関する条例（H18）	<ul style="list-style-type: none"> ○静岡県環境基本計画 ・里山保全活動推進事業（里山の保全活用推進、「遊木の森」における森林環境教育推進等） ・県民と森林を結ぶ協働推進事業（「しずおか未来の森サポーター」制度促進等） 	里山	○
愛知県	あいち森と緑づくり税条例（H20）	<ul style="list-style-type: none"> ○あいち森と緑づくり事業計画 ・里山林整備事業（里山林再生整備事業、身近な里山林整備事業） 	里山林	◎
三重県	三重県自然環境保全条例（H15）	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山保全活動計画の認定制度（活動に関する情報提供、必要な器材等の購入経費を補助等） 	里地里山	
	三重の森林づくり条例（H17）	<ul style="list-style-type: none"> ○三重の森林づくり基本計画 ・里山の整備及び保全活動の促進（みんなで自然を守る活動認証制度、里地里山保全活動計画認定制度） 	里地里山	

都道府県	条例	里地里山保全活用に関連する施策等	里山の呼び方など	財源(税)を定めた条例
滋賀県	琵琶湖森林づくり条例 (H16)	○琵琶湖森林づくり基本計画 ・里山の整備・利活用の推進（里山整備協定林）	里山	
	琵琶湖森林づくり県民税条例(H17)	・琵琶湖森林づくり事業（県民協働による里山整備）	里山	◎
京都府	京都府豊かな緑を守る条例 (H18)	○森林利用保全指針 ・森林利用保全重点区域の指定と森林利用保全計画の策定 ・森林利用保全活動団体の登録と森林利用保全協定の認定 『京都モデルフォレスト運動』推進	森林	
大阪府	大阪府環境基本条例 (H6)	○大阪21世紀の環境総合計画 ・森林・里山保全活動（里山トラスト事業）の推進	里山	○
	大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例 (H19)	・大阪版認定農業者制度 ・農空間保全地域制度	農空間	
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例(H7)	・ふるさとの緑等の保存 ・良好な景観の形成 ・自然とふれあえる場の創造 等	ふるさと	○
		○新ひょうごの森づくり ・公的関与による森林整備（里山林の再生） ・県民総参加の森づくり（普及啓発、森林ボランティア育成1万人作戦）	里山林	
奈良県	奈良県環境基本条例 (H8)	○新奈良県環境総合計画 ・美しいふるさと「奈良」創生プロジェクト（県民と協働した里山林の整備）	里山林	
	奈良県森林環境税条例 (H17)	・里山林機能回復整備事業（県民参加の森づくり（整備協定の締結））	里山林	◎
和歌山県			（県HP：里地里山）	○
鳥取県	鳥取県税条例 (H17)	・竹林整備（竹林整備推進リーダー養成講座等）	竹林	◎
		・鳥獣・里山塾による鳥取県鳥獣技術士（通称「イノシッ士」）の養成・登録	里山環境	
島根県	島根県立自然公園条例 (S36)	・「風景地保護協定制度（H15改正）」（風景の保護上支障がある里山等について、公園管理団体の指定を受けたNPO法人等が土地所有者と協定を結び維持管理）	里山	
	水と緑の森づくり税条例 (H16)	・県民再生の森事業（県民再生の森協定）	森林	◎
岡山県		美しい森づくり運動『里山ふれあいの森活動支援事業』 ・里山ボランティアマスター講座 ・里山ふれあい活動の支援 等		○
広島県	ひろしまの森づくり県民税条例 (H19)	・ひろしまの森づくり事業（里山等の対策（里山林の整備））	里山林	◎
山口県	山口県景観条例(H18)	○山口県景観ビジョン ・生活の営みの持続に関する支援（里山再生と里山文化創造のための住民による里山再生活動の支援）	里山	○
徳島県	徳島県地球温暖化対策推進条例 徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例（ともにH21）	・とくしま協働の森づくり事業（「カーボンオフセット」の仕組みをモデル的に実施）	森林	

都道府県	条例	里地里山保全活用に関連する施策等	里山の呼び方など	財源(税)を定めた条例
香川県	香川県自然環境保全条例（S49）	○みどりの基本計画 ・里山を維持していく仕組みづくりの推進（KFVN（森林ボランティア登録制度）、里山オーナー制度の展開等）	里山	
愛媛県	愛媛県森林環境税条例（H16）	・県民参加の森づくり事業（里地里山再生モデル事業、森の交流センター等）	里地里山	◎
高知県	高知県森林環境保全基金条例（H15）	・県民参加の森づくり推進事業（こうち山の日推進事業、山の学習総合支援事業等） ・森林環境緊急保全事業（森林環境緊急保全事業（間伐、里山整備）、森林保全ボランティア活動推進事業）	里山	◎
福岡県	福岡県森林環境税条例（H20）	・福岡県森林づくり活動公募事業（【募集事業】里山の保全（里山林の保全、活用等））	里山	◎
佐賀県	佐賀県森林環境税条例（H19）	・さかの森林（もり）再生事業（荒廃森林再生事業、県民参加の森林づくり事業等）	里山、環境林	◎
長崎県	ながさき森林環境税条例（H19）	・ながさき森林環境保全事業（ながさき森林づくり緊急整備（侵入竹林・風致被害林等の整備、しまの間伐）、県民参加の森林づくり）	森林、里山	◎
熊本県	熊本県水とみどりの森づくり税条例（H17）	・水とみどりの森づくり推進事業（県民の森づくり活動（里山林保全活用推進事業）、学びの森活動推進事業） ・水とみどりの森づくり普及促進事業（ボランティア活動推進、環境教育推進等の各事業等）	里山、里山林	◎
大分県	森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例（H17）	・県民参加の森づくり推進事業（写真コンクール、イベントなどの実施） ・山・川・海連携の森林づくり事業 ・美しい里山づくり支援事業 ・消費者が求める県産木製品普及推進事業 等	里山	◎
宮崎県	宮崎県水と緑の森林づくり条例（H18）	・県民参加の森林づくりの推進（里山等の整備促進）	森林	
	宮崎県森林環境税条例（H18）	・水を貯え、災害に強い森林づくり事業（間伐・伐竹（里山人工林再生）） ・「企業の森林づくり」制度（森林環境税を活用してその取組を支援）	里山人工林、森林	◎
鹿児島県	自然環境基本条例（H11）	○新グリーンプラン21（鹿児島県緑化基本計画） ・身近なみどりの利用（身近な森林（里山林等）の活用） ・森林とのふれあいの促進 ・農とのふれあいの促進	里山林、森林、農村	
	鹿児島県森林環境税条例（：H17）	・地域森林環境づくり促進事業（地域提案型事業）の選定 ・森林の体験活動支援事業（公募事業）の選定	森林、里山	◎
沖縄県		『「沖縄、ふるさと百選」事業』 ・【認定部門】集落部門（里地里山の自然環境の保全が図られ調和が取れていると認められる地域）	里地里山	

注1）都道府県の里地里山を施策対象にしていると考えられる条例を、環境省「都道府県・市町村の里地里山保全・活用施策調査」（H21年2月）結果及び各都道府県ホームページより抽出。

注2）「里地里山保全活用に関連する施策等」欄の○印は、里地里山保全活用施策に関する記述のある計画等の名称を示す。「財源（税）を定めた条例」欄の◎印は、森林環境税等に関する条例において里地里山関連施策を定めているもの。○印は森林環境税等を定めた条例はあるが、そこでは特に里地里山に限定した規定がない都道府県であることを示す。

6. (6) 3) ② ■保全活用の枠組みとなる条例や計画等の例

行動計画項目：6. 保全活用の進め方（6）地域レベルでの取組基盤の整備
3）広域的な枠組みの整備

内容	里山条例と里山基本計画
主体	千葉県
<p>○「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」（里山条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県では、県土の自然的、社会的特性を踏まえ、里山の多面的機能を認識して県民すべてがかかわる保全、整備及び活用を進め、豊かな里山を次の世代に引き継ぐことを目的とする里山条例を制定した（平成15年5月施行）。 本条例では、<u>土地所有者等と里山活動団体の双方が安心して里山の整備・活用に取り組めるよう、「協定」を締結し、それを知事が「認定」する制度が設けられた。協定の認定を受けた里山活動に対しては、県から各種の支援を行うとともに、県は協定締結を促進するため、必要な情報の提供や支援を、土地所有者、里山活動団体等に行う。</u> <p>○「千葉県里山基本計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例に基づき、県内の里山づくりの基本的方針と施策の方向を明らかにするため、里山の保全、整備及び活用に関する「里山基本計画」を策定。計画では、里山活動団体が中心となって設立された団体「<u>ちば里山センター</u>」及び市町村と連携して、<u>①里山活動協定締結の促進、②里山活動への県民参加の促進、③企業による里山活動への対応、④里山活動団体の育成、⑤里山の整備及び活用の推進、⑥広報及び普及啓発の推進、⑦調査及び研究の推進</u>、などの施策を実施することとしている。 第1次計画の計画期間は平成17～21年度、成果として里山活動協定認定箇所は102件（76団体）に達している（21年3月現在）。現在、第2次里山基本計画を検討中。 <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A["千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例 (趣旨) 里山の機能を持続的に発揮するため、里山の保全、整備及び活用の活動を促進し、県民の健康で文化的な生活の確保、活力ある社会の実現に寄与"] --> B["千葉県里山基本計画 (主な内容) ●里山活動協定認定制度の推進 ●里山活動の育成・支援 ●里山活動への情報の発信、普及啓発"] B --> C["里山活動協定の認定"] B --> D["里山活動団体への支援"] C <--> D E["ちば里山センター (里山情報バンク)"] -- 仲介・連絡調整 --> C E -- 仲介・連絡調整 --> D </pre> </div>	
備考	* 県資料、ヒアリング結果による

6. (6) 3) ③ ■取組支援のための安定的財源確保の例

行動計画項目：6. 保全活用の進め方（6）地域レベルでの取組基盤の整備
3) 広域的な枠組みの整備

内容	「水と緑の森づくり税」による里山林の整備
主体	富山県
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山県では、森づくりに関する施策の基本事項と新たな施策の財源とする「<u>水と緑の森づくり税</u>」を定めた「<u>富山県森づくり条例</u>」を制定（平成19年）。 ・ この条例に基づき策定した「<u>富山県森づくりプラン</u>」では、<u>税収</u>を、主として「<u>水土保全機能</u>」や「<u>生物多様性の保全</u>」など、森林の持つ公益的機能の向上のため、「<u>里山林</u>」と「<u>混交林</u>」の整備に活用することとしている。 ・ 里山林の再生整備については、<u>県民協働</u>で推進することとし、森づくりプランで整備対象を決め、<u>森林所有者が市町村及び県と協定を結んでいること等を条件に、里山管理利用計画の策定、里山林の整備、地域住民等による里山林の維持管理活動の支援</u>などを行っている。 ・ 平成20年度は14市町村 84地区で事業を実施した。
備考	* 富山県ホームページによる